

練習問題

2006 年の第 164 回国会において、[サンフランシスコ平和条約第十一条の解釈ならびに「A 級戦犯」への追悼行為に関する質問主意書](#)が提出され、政府から答弁がなされた。この質問と答弁とを読み、対日平和条約 11 条にいう judgment に関する日本政府の理解と講義で扱った (西) ドイツ連邦憲法裁判所のニュルンベルク裁判に関する理解とを比較し、その異同を説明せよ。

なお、質問中に出てくる「[昭和二十六年の西村熊雄外務省条約局長……の見解](#)」と「[大橋武夫法務総裁の見解](#)」および「[昭和六十一年の後藤田正晴官房長官の見解](#)」も参照されたい。

以上